

# 鳥取縣公報

縣令

第六百五十一號

昭和十年八月二十日

火曜日

◇鳥取縣令第三十五號

遊技場營業取締規則左ノ通定ム

昭和十年八月二十日

鳥取知縣事

中

谷

秀

遊技場營業取締規則

第一條 本令ニ於テ遊技場營業ト稱スルハ營利ノ目的ヲ以テ名稱、方法ノ如何ヲ問ハズ一定ノ場所ヲ設ケ又ハ各所ニ移動シ公衆ヲシテ遊技ヲ爲サシムルヲ業トスルモノヲ謂フ

營利ヲ目的トセザルモノト雖警察署長ニ於テ取締上必要アリト認ムルトキハ本令ノ一部若ハ全部ヲ適用スルコトヲ得

第二條 遊技場營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出許可ヲ受クベシ第一號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキ又同ジ

一 本籍、住所、氏名、年齢、屋號、法人ニ在リテハ其ノ名稱代表者ノ本籍、住所、氏名、年齢、(猶定款ノ寫添附ノコト)

二 營業場所

- 三 遊技場ノ構造設備(詳細ナル圖面添附ノコト)其ノ工事落成期日
- 四 遊技ノ種類及方法
- 五 料金

前項ノ場合ニ於テ遊技場ニ供スル土地建物其ノ他ノ設備他人ノ所有ニ係ルトキハ所有者ノ承諾書ヲ添附シ能ハザルトキハ其ノ事由ヲ陳明スベシ

第一項ノ願書ハ未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人準禁治産者ニ在リテハ保佐人妻ニアリテハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第

第一項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキハ五日以内ニ之ヲ届出ヅベシ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ許可セズ

一 營業場所不適當ト認ムルトキ

二 構造設備不適當ト認ムルトキ

三 營業者不適當ト認ムルトキ

四 他人ニ名義ヲ藉スノ虞アリト認ムルトキ

五 其ノ他公安風俗上支障アリト認ムルトキ

第

第四條 讓受ニ依リ營業ヲ承繼セントスルトキハ双方連署ヲ以テ(連署シ能ハザルトキハ其事由ヲ附記ノコト)所轄警察署長ニ願出許可ヲ受クベシ法人ノ合併ニ依ル承繼ニ付亦同ジ

相續ニ依リ營業ヲ承繼シタルトキハ其ノ事由ヲ証スル書面ヲ添附シ所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第

第五條 移動營業者他警察署管内ニ至リテ營業ヲ爲サントスルトキハ場所及豫定日數ヲ具シ許可証寫ヲ添ヘ豫メ開業地所轄警察署長ニ届出ヅベシ

第

第六條 吹矢ヲ使用スル遊技場ハ左ノ構造ニ依ルベシ

一 射道ノ左右ニハ板又ハ幕ヲ以テ境界ヲ設クルコト

二 標的ノ背後及左右ニハ幕ヲ以テ矢止ヲ設クルコト

第

第七條 室内銃、空氣發矢銃及揚弓等ヲ使用スル遊技場ハ左ノ構造ニ依ルベシ

一 射架ハ高サ一・五メートル幅一・八メートル以上ノ厚サ〇・五メートル以上ノ土堤若ハ一・八センチメートル以上ノ板又ハ疊ノ類ヲ用フルコト

二 射道ノ兩側ニハ板又ハ幕ヲ以テ境界ヲ設クルコト

第

第八條 大弓及半弓ヲ使用スル遊技場ハ左ノ構造ニ依ルベシ

一 射架ハ高サ一・八メートル幅二・七メートル厚サ一メートル以上ノ土堤ノ類ヲ以テ築造スルコト

二 射道ノ兩側ニハ高サ一・八メートル以上ノ空隙ナキ障壁ヲ設クルコト

三 射道ノ中央上部及射架ノ正面上部ニハ板又ハ幕ヲ以テ矢止メヲ設クルコト

第

第九條 貸馬場ノ周圍ニハ乗馬ノ逸出ヲ防グニ足ルベキ柵又ハ罫ヲ設クベシ

第

第十條 四圍ノ狀況ニヨリ危険ノ虞ナシト認ムルトキハ第六條乃至第九條ノ規定ニ依ル構造ノ制限ヲ斟酌スルコトアルベシ

第

第十一條 特殊ノ遊技場ニシテ特ニ構造ヲ制限スルノ必要アリト認め又ハ既設ノ遊技場ニシテ構造不完全ト認めタルトキハ所轄警察署長ハ相當ノ施設ヲ指示シ又ハ改造修繕ヲ命ズルコトヲ得

- 第十二條 構造ノ制限アル遊技場ノ工事落成シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出デ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ其ノ之ヲ改造シタルトキ亦同ジ
- 第十三條 營業者自ラ其ノ營業ヲ管理スルコト能ハザルトキハ管理人ヲ定メ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ所轄警察署長ニ届出認可ヲ受クベシ  
本令ノ適用ニ關シテハ前項ノ管理人ハ之ヲ營業者ト看做ス
- 第十四條 營業者營業使用人ヲ雇入レタルトキハ其ノ本籍、氏名、生年月日及従前ノ職業ヲ具シ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ其ノ之ヲ解雇シタルトキ亦同ジ
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察署長ニ届出ヅベシ但シ法人ニシテ解散シタル場合ハ清算人ヨリ第二號ノ場合ニ在リテハ戶籍法上ノ届出義務者ヨリ之ヲ爲スベシ
  - 一 休業又ハ廢業シタルトキ
  - 二 營業者死亡又ハ所在不明トナリタルトキ
- 第十六條 營業時間ハ日出ヨリ午後十二時限リトス
- 第十七條 營業者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ
  - 一 賭易キ箇所ニ料金表ヲ揭示スルコト
  - 二 名義ノ如何ヲ不問遊技料金ノ外金品ヲ徴セザルコト
  - 三 賭博富籤類似ノ行爲ヲナシ又ハ爲サシメザルコト
  - 四 不完全ニシテ危険ノ虞アル遊技用器具ヲ使用セシメザルコト
  - 五 公安風俗ヲ害スルノ所爲ヲナシ又ハ爲サシメザルコト
  - 六 遊技場内ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

- 七 白痴、瘋癲又ハ泥酔者等ヲシテ遊技ヲ爲サシメザルコト
- 八 強テ遊技ヲ勧誘シ又ハ勧誘セシメザルコト
- 九 傳染性疾患アル者ヲ從業セシメザルコト
- 一〇 移動營業者ニ在リテハ許可證ヲ携帯スルコト
- 二 其ノ他所轄警察署長ニ於テ特ニ命ジタル事項
- 第十八條 營業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所轄警察署長ハ營業ノ許可ヲ取消シ若ハ營業ヲ停止スルコト得
  - 一 工事落成期日ヨリ三十日以内ニ開業セズ又ハ六十日以上休業シタルトキ
  - 二 本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シ處罰ヲ受クルモ尙改悛ノ情ナシト認ムルトキ
  - 三 第三條第一號及第三號乃至第五號ニ規定スル事由ヲ生ジタルトキ
- 第十九條 第二條第一項第四條第一項第五條第十三條第一項第十六條及第十七條ノ規定若ハ第十九條ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ營業停止中營業ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第二十條 第二條第四項第四條第二項第十二條第十四條及第十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス
- 第二十一條 營業者、未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本令ニヨリ之ニ適用スベキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十二條 營業者ハ同居ノ戶主家族又ハ雇人若ハ其ノ他ノ從業員ニシテ其ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

第二十三條 本令ハ昭和十年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十四條 本令施行ノ際現ニ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケ遊技場營業ヲ爲ス者ハ本令ニヨリ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令ノ規定ニ適合セザルモノハ本令公布ノ日ヨリ九十日以内ニ之ニ適合セシムベシ  
 第二十五條 明治二十三年十二月三日鳥取縣令第九十八號遊技場取締規則ハ之ヲ廢止ス

告 示

◇鳥取縣告示第四百五十八號  
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」症ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲左ノ區域内ニ於テ飼養スル畜牛ニシテ種付後滿四箇月以内並不妊ノモノ(分娩後未ダ種付セザルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左記ノ通施行ス 依テ該畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ牽付ケ檢診ヲ受クベシ  
 昭和十年八月二十日  
 鳥取縣知事 中 谷 秀

檢診月日	檢診區域	檢診場所	牽付時
八月二十二日	東伯郡高城村	東伯郡高城村大字上福田	
同 二十三日		同郡高城村大字大立	
同 二十四日			
同 二十五日	同郡榮村	同郡榮村大字下種	
同 二十六日	同郡市勢村 逢東村 伊勢崎村	同郡市勢村大字金市	
同 二十七日	同郡下鄉村	同郡下鄉村大字鋤	
同 二十八日	同郡上鄉村	同郡上鄉村大字山田	
同 二十九日		同郡古布庄村大字法万	
同 三十日		同郡古布庄村大字古長	
同 三十一日	同郡古布庄村	同郡古布庄村大字三本杉	
九月一日	同郡八橋町	同郡八橋町大字八橋	
同 二日	同郡赤碕町	同郡赤碕町大字赤碕	
同 三日			
同 四日	同郡安田村	同郡安田村大字篁津	

當日午前八時

同 五日	同郡成美村	同郡成美村大字出上
同 六日	同郡以西村	同郡以西村大字高岡
同 七日	同郡以西村	同郡以西村大字大父
同 八日	同郡下中山村	同郡下中山村大字赤坂
同 九日	同郡下中山村	同郡下中山村大字赤坂
同 十日	同郡上中山村	同郡上中山村大字八重
同 十一日	同郡上中山村	同郡上中山村大字羽田井
同 十二日	同郡上中山村	同郡上中山村大字羽田井
同 十三日	同郡上中山村	同郡上中山村大字羽田井

◆鳥取縣告示第四百五十九號

氣高郡鹿野町水谷川第二耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ  
 昭和十年八月二十日 鳥取縣知事 中 谷 秀

氣高郡鹿野町大字鹿野

組合長 安 富 寛 兵 衛

同 郡同 村大字同 稻 垣 藤 重 郎

組合副長 稻 垣 藤 重 郎

◆鳥取縣告示第四百六十號

岩美郡福部村藏見耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ  
 昭和十年八月二十日 鳥取縣知事 中 谷 秀

岩美郡福部村大字藏見

組合長 黒 田 徳 松

同 郡同 村大字同 南 部 喜 美

組合副長 南 部 喜 美

◆鳥取縣告示第四百六十一號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ  
 昭和十年八月二十日 鳥取縣知事 中 谷 秀

一 建築主ノ住所氏名 鳥取市上魚町一七番地 青 木 源 次 郎

一 建築物ノ所在地 鳥取市元大工町四十番地ノ一及二

一 用途 住宅

一 構造種別 木造 瓦葺 二階建

一 建築物ノ面積 建築面積 七一・二二〇平方米  
 突出セル部分 五二・六三一平方米

一 戸數及棟數 二戸 一棟

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス  
 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

◆鳥取縣告示第四百六十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十年八月二十日

鳥取縣知事

中

谷

秀

一 建築主ノ住所氏名

米子市角盤町二丁目三番地

伊 澤

き み

一 建築物ノ所在地

米子市角盤町二丁目三番地

一 用途

住宅

一 構造種別

木造 瓦葺 二階建

一 建築物ノ面積

建築面積 四一・四三〇平方米  
突出セル部分 三七・二七七平方米

一 戸數及棟數

一戸 一棟

一 命令事項

一 命 令 事 項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第四百六十三號

昭和十年八月產婆名簿ニ登錄セシ者左ノ如シ

昭和十年八月二十日

鳥取縣知事

中

谷

秀

本籍 高知縣土佐郡鏡村小濱二一番五地

住所 鳥取縣西伯郡中濱村大字佐斐神一、一二九番地

昭和十年八月七日

足

立

好

雄

明治四十年二月十五日

正 誤

昭和十年八月六日發行鳥取縣公報第六百四十七號登載鳥取縣告示第三百九十五號中「氣高郡吉岡村矢矯耕地整理組合」トアルハ「氣高郡吉岡村矢矯第二耕地整理組合」ノ誤植

昭和十年八月十三日發行鳥取縣公報第六百四十九號登載鳥取縣告示第四百四十一號中「般若村」トアルハ「般若」、同告示第四百四十二號中「尾田村」トアルハ「尾田」「安目」ノ各誤植